

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、**とび・土工** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和3年〇月〇〇日

証 明 者 宮崎市橋通東2-10-1
(株)みやざき建設
代表取締役 宮崎 太郎

被証明者との関係 社員

記

証明者の立場から見た
技術者との関係を記入します。

契約工期を記入するのではなく、指導監督的な実務に従事した期間を記入します

技術者の氏名	大宮 和明	生年月日	昭和43年11月22日	使用された期間	17年6月から 20年10月まで
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
都城土木事務所	70,000千円	土木課長	県道75号線法面工事	17年6月から18年3月まで	
宮崎県貿易センター	48,000千円	土木課長	センター新築造成工事	18年5月から18年9月まで	
一ツ葉港湾事務所	45,000千円	土木課長	消波ブロック設置工事	18年12月から19年3月まで	
宮崎土木事務所	50,000千円	土木課長	新大淀橋仮橋撤去工事	19年10月から20年3月まで	
大坪工業(株)	52,000千円	土木課長	宮崎工場解体・設備撤去工事	20年6月から20年10月まで	
	千円			年 月から	年 月まで
<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; color: red;"> <p>この証明書は特定建設業の許可を得ようとする場合で、法第15条第2号の該当区分が(ロ)に該当した方について作成します。 ※指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)については、当該証明による実務経験では専任技術者として認められません。</p> <p>建設工事の種類、技術者、証明者ごとに各々作成しますが、ここでの工事は元請工事で、請負金額が以下のものに限られます。 ①S59.9.30までに従事したものは15,000千円以上 ②S59.10.1以降H6.12.27までに従事したものは30,000千円以上 ③H6.12.28以降に従事したものは45,000千円以上</p> <p>この経験は、発注者から元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者側における経験又は下請負人としての経験はこれに含まれません。</p> </div>					
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満2年1月

経験年数を合計して、満2年(24か月)以上になることが必要です。
 この場合の経験年数の計算は各々の工事の経験年数を片落計算で算出します。
 使用された期間の合計ではありません。
 また、経験年数が重複しているものにあつては、二重に計算してはいけません。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。